

も欄には従前のお伽話一口話等の外更に英雄豪傑等の面白き逸話、少年談等を掲載すべし。

追つて七、八兩月間に限り寄贈原稿等は凡べて東京神田區一ツ橋通り町十三番地東基吉宛にて御送附相なりたく。尙月毎十五日以内に御寄贈の分は翌月の本誌に登載いたすべく候。

會報

フレーザー會第廿一常會記事

明治三十四年六月一日午後一時三十分より女子高等師範學校附屬幼稚園に於て開會中村主幹の京阪地方視察談話及會員秋山七郎氏の俱談總領のじんろくにつきての談話ありて後唱歌(椿、馬、才女、近江八景及蟹)及遊嬉(大寒小寒、坊さんく、椅子とりさ)がしもの及鳩の遊)を練習し保姆合唱歌を以て閉會せしは午後五時なりき來會者八十九名他に同伴者數名

入會

東京ノ部

本郷區誠之小學校

本郷區弓町一丁目廿五番地

小向きみ

數藤きん

女子高等師範學校

赤坂區青山小學校

麴町區富士見小學校

本所區中和小學校

淺草區柳北女子小學校

下谷區谷中清水町廿番地

小石川區表町百九番地

地方ノ部

大分縣大分幼稚園

神戸市神戸幼稚園

相州橫須賀町橫須賀小學校

埼玉縣浦和町百三十五番地

福岡縣遠賀郡若松町大字若松八十三ノ二

島根縣濱田高等女學校

臺灣淡水港辦務署

退會

門脇節

相川のぶ

山口きよ

川島みつ

井上幹

春田隆

松田とし

太田ため

中村松

大橋みなか

矢島とせ

柳川松

淺井馨

村上光

清水直義

會員前田りえ君去る五月廿七日永眠せらる茲に謹んで弔意を表す

一金五拾錢	自明治三十四年四月
一金四拾錢	自明治三十四年八月
一金六拾錢	自明治三十四年九月
一金二拾錢	自明治三十四年四月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金三拾錢	自明治三十四年七月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金八拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金二拾錢	自明治三十四年五月
一金二拾錢	自明治三十四年六月
一金三拾五錢	三十三年度分
一金壹圓	自明治三十四年一月
一金七拾錢	自明治三十四年七月
一金五拾錢	自明治三十四年十二月
一金五拾錢	自明治三十四年四月
一金五拾錢	自明治三十四年八月

深澤しづ
小倉みき
柴崎けい
田邊はる
海野きみの
大鳥小春
矢野ふさよ
野村ぎん
中澤よし
澤村きみね
中川よれ
富岡むめ
關すか
吉田まさ
内田すゑ
尾田けい
鳥海ぶゆん
柳川まつ
羽田ゆき

一金壹圓二拾錢	自明治三十四年二月	中野豊記
一金壹圓二拾錢	自明治三十四年一月	笠井しか
一金貳圓	自明治三十四年十二月	吉村はま
一金五拾錢	自明治三十五年八月	永田けい
一金壹圓	自明治三十四年四月	松田とし
一金五拾錢	自明治三十四年十月	北村いと
外に五錢	自明治三十四年六月分不足	八坂さだ
一金壹圓	自明治三十四年七月	種村ゆき
一金壹圓	自明治三十五年三月	神田じゆん
一金壹圓	自明治三十四年十月	立花はる
一金六拾錢	自明治三十五年一月	永地待枝
一金壹圓	自明治三十四年四月	淺井馨
一金壹圓	自明治三十四年九月	
一金壹圓	自明治三十四年四月	
一金壹圓	自明治三十五年一月	
一金壹圓	自明治三十五年四月	
一金壹圓	自明治三十五年一月	
一金壹圓	自明治三十五年四月	
一金壹圓	自明治三十五年一月	
一金壹圓	自明治三十五年四月	

フレイベル會規則

- 第一條 本會は幼児保育の改良發達を圖るを以て目的とす
- 第二條 本會はフレイベル會と稱し東京に置く
- 第三條 會員たらんとするものは幼稚園に關係あるもの又は幼児保育に篤志なとものにして會員の紹介を經べし
- 第四條 會員は本會の經費として一ヶ月金拾錢を贈出すべし
- 第五條 令聞名望ある人にして本會の事業に裨益ありと認むるものは特に請ひて客員となすことあるべし

第六條

本會の目的を達せんが爲に左の事業を行ふ

一 總會 毎年四月廿一日之を開き保育に關する演説、談話、保育參考品幼児成績物展覽、會務の報告幹事の選舉等をなす

但し會日は會長の意見により之を變更することあるべし

一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月の第一土曜日之を開き保育に關する演説、談話、協議、實驗等をなす

一 組合會 會員中特に或る事項を研究せんとするものを以て組織す

但し別に組合會規約を定めて會長の承認を経るものとす

一 雜誌發行 毎月一回雜誌を刊行して之を會員に配布す

一 前項の外本會の目的に裨益ありと認めたる事件

第七條

本會に左の役員を置く

會長 一人 會務を總理す

主幹 一人 會長を輔佐して會務を掌理す

幹事 十人 會長の指揮を受け會務を分掌す

評議員 若干人 重要な事件に關し會長の諮詢に應ず

第八條

會長は客員中より推薦するものとす

第九條 主幹は會長の特選とす

第十條 幹事は會員の互選とし其任期を二ヶ年とす

但し毎年半数を改選するものとす

第十一條 評議員は會長の特選とす

第十二條 本會は必要に應じ特に委員を設け又は書記を雇入ることあるべし

第十三條 此規則は會員三分の二以上の同意を得るにあらざれば變更することを得ず

會告

本誌はフレブル會で發行するのですから、御入

會なさうと思ふお方は、本誌登載の規則御承知の上で入會あらば雜誌は本會より送附します。

若しただ雜誌だけ御購求になりたいと覺し召す方は直切に賣捌所へ御注文を願ひます。

